

〔平成 19 年 12 月 27 日公共工事の品質確保の
促進に関する関係省庁連絡会議 了承〕

公共工事の品質確保に関する当面取り組むべき課題の整理について

1. 総合評価の徹底

市町村を含むすべての発注者は適切な評価手法による総合評価を導入すること。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

すべての発注者は不良不適格業者の排除、地元企業の受注機会の確保、下請企業等へのしわ寄せ防止のための有効な対策を実施すること。

3. 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

すべての発注者は、市場動向の変動に応じて積算等を適切に見直すとともに、地方公共団体は、いわゆる歩切りを行わないこと。

設計変更の適切な実施、監督・検査を充実すること。

低入札価格調査の基準及び最低制限価格を的確に設定すること。

4. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

公正取引委員会、建設業許可部局及び発注者は、原価割れ受注等の不当廉売、不公正取引等に対する監視を強化すること。

5. 発注者に対する要請の実施

入札契約適正化法に基づく実態調査の結果を踏まえ、国の機関、地方公共団体への要請を実施すること。

6. 情報の共有のための体制整備

以上を実現するため、体制の整備について検討すること。